

就労支援センターあおい

利用契約重要事項説明書

社会福祉法人あおい福祉会
***** 就労支援センターあおい *****
(事業所番号 福井県知事指定 第1810100766)

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを説明するものです。

※ 当施設では利用者に対して就労継続支援B型、生活介護サービスを提供します。当サービスの利用は、障害福祉サービス費の支給決定を受けた方が対象です。

1. サービスを提供する事業者

所在地	福井県福井市川合鷺塚町12字長田6番1号
電話・FAX番号	電話 0776-55-3110 FAX 0776-55-3111
代表者氏名	理事長 八ヶ代 勇次（やかしろ ゆうじ）
法人成立年月日	平成17年10月13日

2. ご利用施設

施設の種類	障害福祉サービス多機能型事業所
施設の名称	就労支援センターあおい
施設の所在地	福井市川合鷺塚町12字長田6番1号
電話・FAX番号	0776-55-3110 ・ 0776-55-3111
E-mail	info@aoi-welfare.org
ホームページ	http://www.aoi-welfare.org
施設長（管理者）	稲田 好宏（いなだ よしひろ）
施設の運営方針について	施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本理念に基づき、施設を利用する利用者の自立と社会経済活動及びその他のあらゆる分野への参加を援助するために必要な訓練や職業その他の福祉サービスを提供することを目的とします。
開設年月	平成18年7月25日（平成21年4月1日事業移行）
利用定員	就労継続支援B型 40名 生活介護 20名

3. 施設の概要

(1) 施設

建物構造	鉄骨耐火構造 2階建
建物延べ床面積	1,346.54㎡
敷地面積	2,146.92㎡

(2) 主な設備

施設設備の種類	室数	面積	備考
作業室	5	305.68	
店舗	2	36.89	
更衣室	3	30.84	
便所	8	70.73	洗面所含む
多目的室	1	207.40	
スタッフ更衣室	1	11.49	
シャワー室・脱衣室	1	22.08	

厨房	1	34.79	控室、食品庫含む
事務室	1	77.46	
医務室	1	11.78	
面談室	1	10.31	
倉庫	2	142.26	
材料倉庫	1	28.28	
農機具置き場兼農作業場	1	40.70	
廊下、その他		315.85	機械室、風除室等含む

当施設では、上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、障害福祉サービス事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。

4. 職員の配置状況

職種	員数	区分				常勤換算後の職員数	備考
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者	1	1.0				1.0	
サービス管理責任者	1	1.0				1.0	
事務	1		0.7			0.7	
【就労継続支援B型】							
職業指導員	11	2.0		0.3		9.2	
生活支援員		4.0		1.9			
目標工賃達成指導員		1.0					
【生活介護】							
看護職員	7	1.0			0.2	5.1	
生活支援員		1.0		2.9			

(注)

1. 就労継続支援B型については職業指導員・生活支援員とも1名以上とし、その合計は常勤換算方法で5.7以上を配置することとしています。
2. 生活介護については生活支援員・看護職員とも1名以上とし、その合計は常勤換算方法で2.8以上を配置することとしています。
3. 常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ① 利用料金が障害福祉サービス費から給付されるサービス（訓練等給付費支給対象サービス）
- ② 利用料金全額をご利用者に負担いただくサービス（訓練等給付費支給対象外サービス）

(1) 当施設が提供するサービス

以下のサービスについて、事業者が障害福祉サービス費を代理受領する場合には、利用者は利用者負担金を事業者にお支払いいただきます。

なお、障害福祉サービス費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

〈サービスの概要〉

①個別支援計画の作成等

- (ア) 利用者の支援目標、施設支援の内容（行事や日課等も含む）、施設支援を提供する上で留意すべき事項その他の必要な事項を記載した個別支援計画を作成します。
- (イ) 個別支援計画の作成に当たっては、職員の間で個別支援計画の作成に係る会議を開きます。
- (ウ) 個別支援計画の作成に当たっては、利用者に対し、当該個別支援計画について説明した上で、その同意を得るものとします。
- (エ) 個別支援計画の作成後は、その実施状況の把握を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行います。
- (オ) (イ)及び(ウ)の規定は、(エ)に規定する個別支援計画の見直しを行う場合において準用します。

②作業指導、訓練の実施

事業所サービス提供時間	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供日＝月曜日から金曜日まで及び第2土曜日・第4土曜日 ※休業日＝日曜、国民の祝日、施設カレンダーに定める閉所日 夏季休暇 8月14日～8月16日 年末年始休暇 12月29日～1月3日 ・サービス提供時間＝月曜日から金曜日午前8時30分～午後5時 土曜日は午前8時30分～午後3時30分
生産活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パン、クッキー製造販売 ・軽作業（簡易組立て、箱折り、箱詰め、袋詰め等） ・リサイクル作業（空き缶回収等） ・施設外就労

- (ア) 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練、介護等を行います。
- (イ) 利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活支援を行います。
- (ウ) 利用者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行います。
- (エ) 指導、訓練、介護等の実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとし、常に1人以上の職員を配置して行います。
- (オ) 個別支援計画の実施に当たっては、利用者の意向を踏まえるとともに、一方的にこれを利用者に強制することにならないよう留意するものとするともに、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないように配慮するものとします。
- (カ) 施設が行う生産活動における作業科目は、主として製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握し、できるだけ多数の種目を選び、利用者の意向、能力に応じたものとするものとします。
- (キ) 施設は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に従事した利用者に対し、生産活動に係る事業における収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払います。

③相談及び援助

相談窓口	サービス管理責任者	石田 暁子
	事務員	砂村 由美子

- (ア) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族が

らの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

- (イ) 訓練等給付費支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う障害福祉サービス費の支給申請について、必要な援助を行います。

④健康管理

協力医療機関による診察・診療

医療機関名	つくし野病院
診療科	内科、外科、整形外科、胃腸科、呼吸器科、循環器科、放射線科、麻酔科、肛門科、リハビリ科他
診察日	月・火・木・金曜日 午前8時50分～正午 午後2時～午後6時30分 水曜日 午前8時50分～正午 午後休診 土曜日 午前8時50分～正午 午後2時～5時30分
住所	福井市川合鷺塚町49-6-1
電話番号	0776-55-1800

- (ア) 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、利用者に対して、毎年1回定期的に健康診断を行います。
- (イ) 利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、上記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。かかりつけ医での特別な対応が必要な場合はご連絡ください。

⑤社会生活上の便宜の供与

- (ア) 利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、会報の発行や、スポーツ、その他のレクリエーション行事を行います。
- (イ) 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得た上で代行します。この場合で金銭にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとします。
- (ウ) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。

⑥食事の提供

- (ア) 栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、午前11時30分～午後1時の間に提供します。
- (イ) 献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法については、保健所等の指導のもと、適切に実施します。
- (ウ) 食事の提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

⑦前各号に掲げる便宜に附帯する便宜の供与

③から⑥に附帯するその他必要な指導、訓練、介護、相談、助言を行います。

(2) 訓練等給付費支給対象サービス利用料金

事業所の利用にともなう利用料金は、各人の負担能力に応じて市町長が定めた本人負担金と事業者が定めた利用料金の合計です。

(3) 訓練等給付費支給対象外のサービス利用料金

下表のサービスについては、訓練等給付費の支給対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

令和7年5月1日現在

サービス内容	単価	単位	備考
食事（基本的な昼食1食） ※食事提供体制加算 非該当者	420	円/日	前日以降のお申し出の場合キャンセル料420円 (実費相当額)をいただく場合があります
食事（基本的な昼食1食） ※食事提供体制加算 該当者	110	円/日	
送迎サービス	50	円/回	施設～施設が指定する待ち合わせ場所
自宅送迎加算	50	円/回	自宅までの送迎の場合
長距離加算	10	円/km	送迎場所までの直行距離が10kmを超える場合
その他日常生活上必要となる 諸費用	実費		必要な場合はあらかじめお知らせします

(4) 利用料金のお支払い方法

利用料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌々月10日ご請求しますので、15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 法人に直接現金を支払う方法

施設事務職員に直接お支払い下さい。(その際、領収書をお渡しいたします)

※現金でのお支払いは、原則、出納職員(事務職員)以外の職員では受け付けておりません。

イ. 下記指定口座への振り込み又は自動引落

ゆうちょ銀行 名義：社会福祉法人あおい福祉会

記号番号：00760-4-69969

(5) 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸経費は、利用者の負担となります。)

◇閲覧・複写ができる窓口業務時間 午前10:00～午後5:00

(6) 利用者負担の上限管理

支給決定時に利用者負担上限額を超える見込みがあるとして市町村が認定した場合は、利用者負担の上限額管理を行います。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の病変及び事故が生じた場合、必要な措置を講ずるとともに以下の対応を行います。

(1) 契約時に教えていただいた緊急連絡先へ電話等により連絡します。

(2) 主治医への連絡及び家族への指示、依頼する場合があります。

(3) 急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請します。家族への報告は事後となる場合があります。

7. 苦情解決の体制及び手順

苦情解決の体制及び手順

(1) 当事業所の苦情受付

提供した指定就労継続支援B型及び指定生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情及び相談を受け付けるための窓口を設置しています。

また、当事業所では第三者の立場に立つ第三者委員を選任し、苦情解決における客観性と社会性を確保するため、当事業所に対するご意見などをいただいています。

事業者の窓口	苦情受付窓口	サービス管理責任者 石田 暁子
	苦情解決責任者	施設長 稲田 好宏
	受付日	毎週月曜日～金曜日。ただし、国民の祝日、8月14日～16日まで、12月29日から1月3日までを除く。
	受付時間	午前9時～午後5時
	電話番号	0776-55-3110
	その他	担当職員が不在の場合は施設職員へお申し出ください。
第三者委員	氏名	青山 昌平（弁護士・あおい福祉会監事）
	連絡先	TEL：0776-97-5760（春江法律事務所）
	氏名	小柏 博英（社会福祉士）
	連絡先	TEL：0776-26-1853（勤務先）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または福井県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

福井市役所	所在地	福井市大手3丁目10-1
	担当課	障がい福祉課
	電話番号	0776-20-5435
坂井市役所	所在地	坂井市坂井町下新庄1-1
	担当課	社会福祉課
	電話番号	0776-50-3041
あわら市役所	所在地	あわら市市姫3丁目1-1
	担当課	福祉課
	電話番号	0776-73-8020
福井県社会福祉協議会	所在地	福井市光陽2丁目31-22
	担当課	運営適正化委員会
	電話番号	0776-24-2339

8. 人権の擁護及び虐待の防止

身体的及び精神的などの虐待は、絶対に許されないこととして「虐待防止対応マニュアル」を定め周知徹底するとともに、定期的な研修を実施し、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

- 虐待防止委員会 委員長
業務執行理事 山崎 俊一

- 県の障害者虐待に関する通報・相談窓口
福井県総合福祉相談所（福井県障害者権利擁護センター）
福井市光陽2丁目3-36 TEL：0776-24-5135

令和 年 月 日

障害福祉サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 住 所 福井市川合鷺塚町12字長田6番1号
名 称 社会福祉法人あおい福祉会
説明者 職名 氏名 印
説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明の説明を受け、障害福祉サービス提供開始に同意しました。

利用者 住 所
氏 名 印

身元引受人 住 所
氏 名 印
続 柄